

2023年 施政報告

税制対策案ハイライト（参考和訳）



1. 個人に対する税制優遇措置

課税年度2024/25以降:

- 2023年10月25日以降に生まれた子どもが18歳になるまで同居する納税者に対して、住宅ローンの利子または域内家賃の控除限度額を20%引き上げ、現在の100,000香港ドルから120,000香港ドルとする。
- 個人所得税およびパーソナルアセスメントにおいて年間100,000香港ドルを上限とし、不妊治療費用が控除できる。



2. 事業所得税

2024年上半期に、より多くの研究開発活動や特許発明の変革・商業化を促進するために、特許から得られる適格所得への税率を既存の16.5%から5%に引き下げる法案を立法会 (LegCo) に提出する。



3. 株取引に関する印紙税

買主および売主がそれぞれ支払う株式譲渡印紙税率を、取引価額の0.13%から0.1%に引き下げる (つまり、合計0.2%)。



4. 住宅に関する印紙税

住居用不動産の印紙税に関し、以下が2023年10月25日から適用される:

- 特別印紙税(SSD)の適用期間を3年から2年に短縮する。すなわち、不動産所有者が、取得から2年以内にその物件を売却した場合、不動産価格の10%に相当するSSDを支払う必要がなくなる;
- 買主印紙税および従価印紙税を15%から7.5%に引き下げる。この措置は、既に居住用不動産を所有する香港永住者が他の居住用不動産を取得する際の経済的負担を軽減し、非永住者が居住用不動産を取得する際の費用を削減することとなる;
- 新進人材の居住用不動産取得のための印紙税停止措置を導入する。当該印紙税の支払は、物件取得時に保留されるが、後に対象者が香港永住者となることができなかった場合には、当該金額を支払わなければならない。